

V 豊かで潤いのある暮らしづくり

38 地域の実情に応じた生活交通の維持・確保

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

地方バス路線や第三セクター鉄道、JR在来線等の生活交通を維持・確保するため、地域の実情を踏まえ、以下の支援を講じること。

- ① 地方バス路線の運行費補助について、補助要件の緩和や補助限度額の引上げを行うこと。
- ② 井原鉄道など第三セクター鉄道の経営安定化を図るため、支援制度を拡充すること。
- ③ JR在来線の利便性の向上を図るとともに、沿線自治体等の利用促進に向けた取組に対して支援を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 広域的、幹線的なバス路線については、国の地域公共交通確保維持改善事業において、運行費補助が行われている。
 - 〈主な補助要件〉
 - ・ 1日当たりの計画運行回数が3回以上
 - ・ 平均乗車密度（1便当たりの平均利用者数）が原則5人以上
 - ・ 1日当たりの輸送量が15人以上150人以下
 - 〈補助対象経費〉
 - ・ 経常費用の9/20を補助限度額とする経常費用と経常収益との差額（赤字分）
- 第三セクター鉄道である井原鉄道については、厳しい経営状況を踏まえ、県や沿線自治体が、「上下分離方式に準じた方式」により、線路や車両など輸送のためのインフラ部分にかかる費用を負担している。
 - 〈平成24年度負担額〉 145,657千円（うち岡山県負担額：69,145千円）
 なお、平成23年度から、国の地域公共交通バリア解消促進等事業等において、車両の検査・補修などの経費が補助対象とされている。
- JR在来線については、県北部等において利用者数の減少が著しいことから、沿線自治体等と連携して、利用促進活動に取り組んでいる。

課題

- 地方バス路線については、中山間地域などにおいて利用者が減少しており、補助要件など、現行の国庫補助制度では十分に対応できていない。
- 井原鉄道については、今後、施設の老朽化に伴い、維持経費が増加することから、国庫補助制度の充実などにより、関係自治体の負担軽減を図る必要がある。
- JR在来線については、利便性の向上には輸送改善による時間短縮が効果的であり、また、利用促進に向けた沿線自治体等による住民への啓発活動などの取組を進めることが重要である。

【参考】

J R 在来線乗車人員の推移 (H3を100とした場合のH24の割合)

因 美 線	20.7	伯 備 線	81.1
芸 備 線	21.9	宇 野 線	87.9
姫 新 線	43.2	山 陽 本 線	93.7
津 山 線	60.1	吉 備 線	94.9
瀬戸大橋線	80.6	赤 穂 線	97.1

39 中山間・離島地域の総合対策の推進

提案先省庁

内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省

提案事項

(1) 中山間地域についての総合的な推進体制の整備等

経済基盤や生活環境の整備、都市との交流促進など、地域の特性に応じた中山間地域の活性化対策が効果的に実施されるよう、国において、中山間地域の活性化に関する基本方針を策定するなど、総合的な推進体制を整備すること。なお、過疎市町村など中山間地域を有する自治体が、各種施策を着実に進められるよう、引き続き、地方交付税制度の充実等による一般財源の確保や、地方債計画における過疎対策事業債の必要額の十分な確保を図ること。

(2) 離島振興対策の推進

豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、改正離島振興法に基づき、地方の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、必要な予算額を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 中山間地域は、豊かな自然や歴史、伝統・文化を有する地域であるとともに、食料の供給、水源のかん養、国土の保全、地球温暖化の防止など多面的・公益的な機能を担っており、国全体の産業活動や国民生活を支えている地域である。

また、豊かな自然を背景にした県民の憩いと安らぎの交流空間や定住の場として、多面的・公益的な機能を有し、県民の生活に重要な役割を果たしている。

しかしながら、過疎化と高齢化が急速に進行し、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、農林水産業の活力の低下、コミュニティの崩壊の危機のほか、商業機能の低下や生活交通網の弱体化による買い物に困難を来す者の発生など多くの問題を抱えている。また、中山間地域を有する自治体は、問題解決のための財源確保に苦慮している。

本県では、県、市町村及び県民の責務等を明らかにした「岡山県中山間地域の振興に関する基本条例（平成15年4月施行）」及び「岡山県中山間地域活性化基本方針（平成22年9月改訂）」に基づき、総合的な対策に取り組んでいる。

- 離島地域は、国土の保全や海洋資源の利用、自然環境の保全、憩いと安らぎ交流空間等として重要な役割を担っているものの、本土に比べ社会基盤や生活環境等の面で立ち後れる中で、人口の流出や高齢化の進行に伴う、定期航路や医療体制の確保など数多くの課題を抱えている。

離島振興法は、昭和28年に10年間の時限立法として制定され、その後も10年ごとに改正・延長が行われている。平成35年3月を期限とする改正離島振興法が本年4月に施行され、新たに基本理念や国の責務が規定されるとともに離島活性化交付金が創設された。

本県では、改正離島振興法に基づく「岡山県離島振興計画」を策定し、関係市等と協働により、離島振興施策を着実に実施することとしている。

課題

- 中山間地域の活性化には、総合的かつきめ細かな振興対策を、国・県・市町村・民間が一体となって推進することが必要である。
 また、国においても、国土形成計画を踏まえた総合的な中山間地域の活性化に関する基本方針を策定するとともに、各種施策の推進に当たっては、円滑に府省間の調整を行う必要がある。
 さらに、今日の中山間地域は従来にも増して厳しい状況にあり、自治体の財源の確保を含めた継続的かつ総合的な中山間地域対策に取り組む必要がある。
- 離島振興対策については、昭和28年の法制定以降、離島振興対策を講じているものの、離島を取り巻く社会経済状況は厳しく、人口の減少、少子高齢化が進む中で、依然として社会基盤や生活環境等の面で立ち後れ、従来にも増して厳しい状況におかれており、引き続き離島振興対策に取り組む必要がある。

【参考】

○ 中山間地域の状況

区分	市町村	面積 (km ²)	人口 (人)	高齢化率 (%)
全県域	27	7,113.21	1,945,276	24.9
中山間地域	22	5,354.48	581,248	30.8
中山間地域の割合	81.5%	75.3%	29.9%	—

(注) 人口及び高齢化率は、平成22年国勢調査による。

<中山間地域の定義>

山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 山村振興法に規定する山村
- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域

○ 離島振興法による離島振興対策実施地域の指定状況 (平成25年4月1日現在)

指定	市町名	島名	指定時期
日生諸島	備前市	鹿久居島、鶴島、大多府島、頭島、鴻島、曾島	昭和36年9月
犬島	岡山市	犬島	昭和42年8月
石島	玉野市	石島	昭和36年9月
児島諸島	倉敷市	釜島、松島、六口島	昭和36年9月
笠岡諸島	笠岡市	高島、白石島、北木島、真鍋島	昭和32年12月
		小飛島、大飛島、六島	昭和32年8月

※平成25年6月27日の国土審議会分科会で瀬戸内市前島の追加指定が決定されている。

○ 離島地域の状況

(単位：人)

区分	人口			高齢化率 (%)	
	平成12年	平成22年	減少率 (%)	平成12年	平成22年
離島地域計	4,076	2,824	△30.7	45.0	60.2
中山間地域計	632,040	581,248	△8.0	26.3	30.8
全県域	1,950,828	1,945,276	△0.3	20.2	24.9

(注) 人口及び高齢化率は、国勢調査による。

40 地球温暖化対策及び新エネルギーの普及・拡大の推進

提案先省庁	内閣府、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省
-------	------------------------------------

提案事項

地球温暖化の進行は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであり、温暖化防止のため、温室効果ガスの排出量を削減する実効性ある対策を着実に推進し、低炭素社会の実現を図っていく必要がある。そのためには、省エネルギー型ライフスタイルの定着を図るとともに、太陽光、小水力、バイオマスなどの再生可能なエネルギーについて、積極的に普及・拡大を図る必要がある。次のことを提案する。

- ① 改正地球温暖化対策推進法に基づく、「地球温暖化対策計画」の策定に当たっては、各主体が目標をもって温暖化対策に取り組めるよう、国レベルでの部門別、年次別、施策別の削減目標及び具体的な施策内容等をわかりやすく提示すること。
 - ② 太陽光発電・小水力発電等の再生可能エネルギーの導入促進を図るため、国において策定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」について、早急かつ確実に措置すること。
 - ③ 電力の固定価格買取制度における買取価格については、国民負担に配慮した上で、再生可能エネルギーの導入が促進される水準に設定すること。
 - ④ 新エネルギー関連技術等の開発を積極的に支援すること。
 - ⑤ 電気自動車の一層の普及を図るため、充電器の設置が事業として成り立つよう、事業モデルの確立を促進し、設置しやすい環境を整備すること。
- 新規**
- ⑥ 地震等の大規模災害に備え、防災拠点等に再生可能エネルギーシステムを導入するため、一部自治体のみで交付された再生可能エネルギー等導入推進基金について、速やかに全国的に基金造成ができるよう事業実施を図ること。

(提案の理由)

現状

- 国は、原発事故を踏まえてエネルギー政策の見直しや温暖化防止の国内対策の検討を行っているが、いまだエネルギー政策の具体的な方向性やビジョン、平成25年度以降の温室効果ガス削減目標を定めた国の計画は示されていない。
- 平成24年4月に閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」は、小水力発電における河川法改正など一部で進展が見られるほかは、具体的な措置がなされていない。
- 本年4月の固定価格買取制度の改定では、太陽光発電については、システム費用の下落に伴い、買取価格が引き下げられた。

※出力10kW以上：42円/kW→37.8円/kW(税込)、10kW未満：42円/kW→38円/kW(税込)

- 電気自動車の普及を図るため、国は車両購入時の補助に加え、平成24年度補正で充電器10万基分の補助を予算措置した。(1,005億円)
- 国は平成25年度予算で再生可能エネルギー等導入推進基金(グリーンニューディール基金)として245億円を措置したが、全ての都道府県には配分されなかった。
- 本県では、新エネルギーの普及・拡大を地球温暖化防止だけではなく産業振興や地域活性化に結びつけるため、平成23年3月に「おかやま新エネルギービジョン」を策定し、県民、市町村、民間企業等の多様な主体の協働により、新エネルギーの普及・拡大を図っている。

課題

- 温室効果ガス削減は、国が定める部門別、年次別、施策別の削減目標、施策内容等を踏まえ、各主体自らが目標を持って取り組む必要があり、県としても国の目標、施策内容を十分踏まえながら、県下の温暖化対策を推進していく必要がある。
- 水力発電の導入については、開発規模の小規模化などによってコストが割高となっていることや、各種法手続が煩雑であり時間を要することが大きな課題となっている。
- 太陽光発電等の導入拡大に伴って、固定価格買取制度による国民への過度の負担が生じないように買取価格を設定する必要がある。
- 電気自動車の今後一層の普及に向けては、急速充電器の設置数の増加が不可欠であるが、現状では、無料で充電サービスを提供しているところが多く、一部の企業グループで課金制度が導入されているものの、全国的な導入には至っていない。継続して充電サービスが事業として成り立つためには、採算性の維持が課題となっている。
- 再生可能エネルギー等導入推進基金事業は、全国的に取り組むべき課題であり、交付を希望する全自治体へ配分される必要がある。

41 児島湖及び周辺の環境保全対策の推進

提案先省庁	総務省、農林水産省、国土交通省、環境省
-------	---------------------

提案事項

(1) 生活排水対策の推進

- ① 下水道を重点的かつ計画的に整備するため、必要な予算を安定的に確保すること。
- ② 合併処理浄化槽整備事業に係る国の助成率の嵩上げ及び単独処理浄化槽撤去費助成制度に係る国の補助額の引上げ措置を講じること。

(2) 児島湖浄化対策の推進

県や流域市町が実施している児島湖を浄化するための各種施策や周辺環境保全対策について、財政的な支援を講じるとともに、国においても積極的に取り組むこと。

(提案の理由)

現状

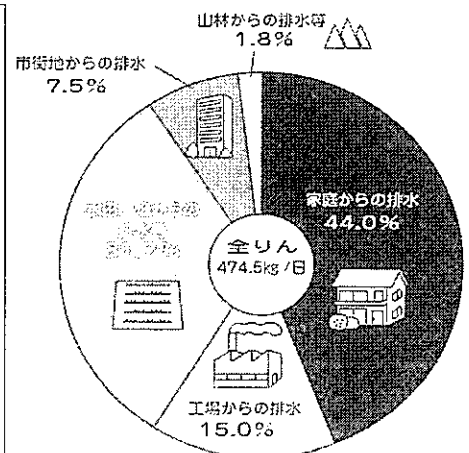
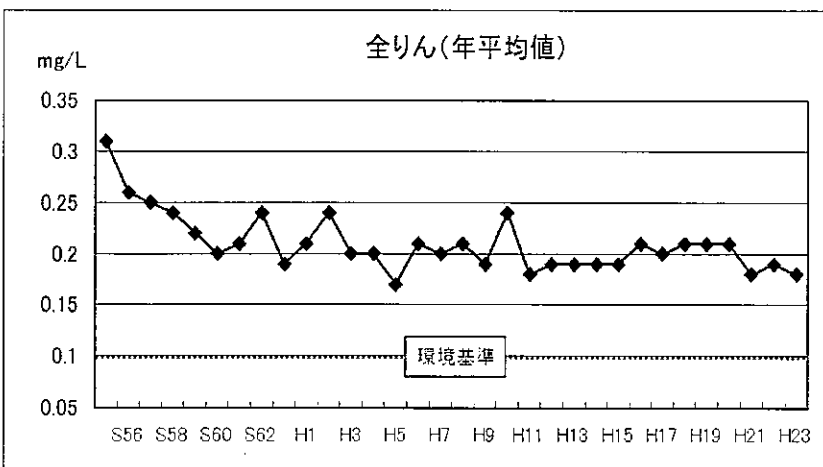
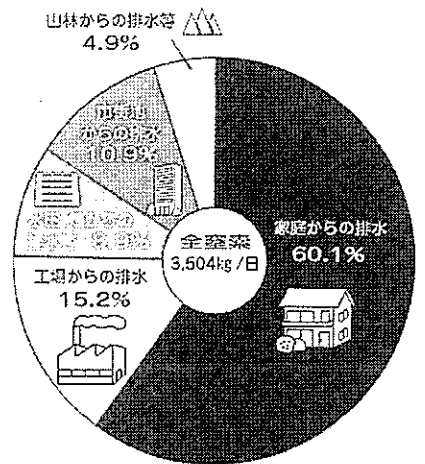
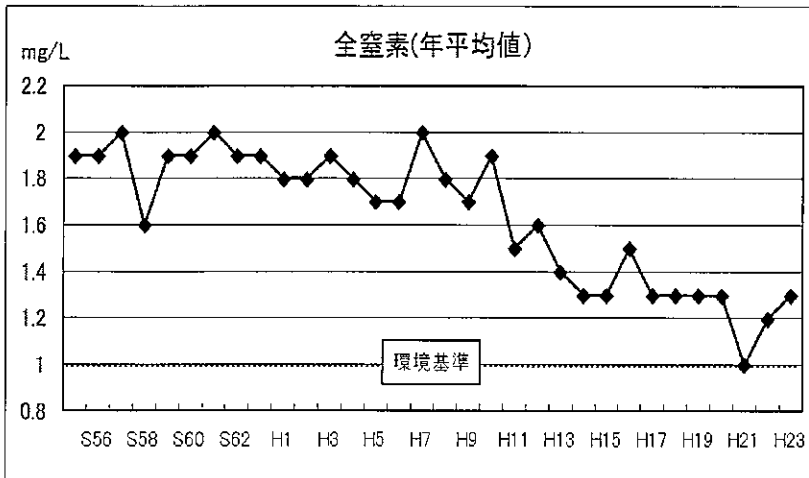
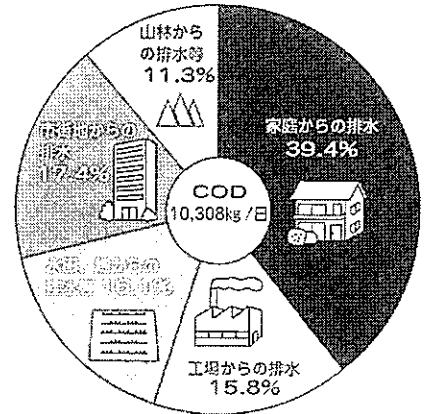
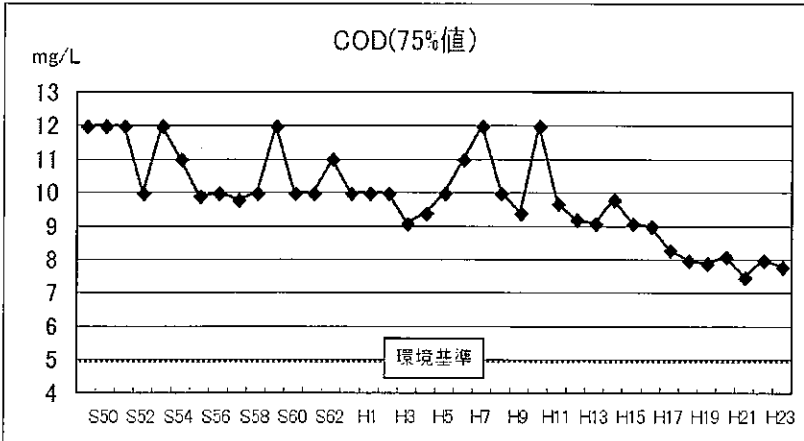
- 児島湖の水質は、近年緩やかな改善傾向にあるものの、環境基準の達成のためには、関係機関や県民との協働の下、各種対策を強力に推進する必要がある。
- 児島湖への排出される汚濁負荷量は、家庭からの生活排水がCODで約39%、全窒素で約60%、全りんで約44%を占め、最大の汚濁要因となっている。
- このため、生活排水対策として、下水道の整備や下水道への接続促進、単独処理浄化槽からの転換を含めた合併処理浄化槽及び高度処理型合併処理浄化槽の整備等を実施している。
- また、平成23年度に策定した第6期湖沼水質保全計画に基づき、生活排水対策の外、児島湖を浄化するための各種施策（ヨシ原の管理、清水導入、流出水対策、水質汚濁メカニズム究明等の調査研究、環境学習等）を実施することとしている。
- 児島湖から季節的に大発生して周辺住民に迷惑を及ぼしているユスリカへの対策として研究会を設けての調査研究及び誘蛾灯の設置等湖辺の環境整備等を実施してきたが、十分な効果が得られていない。

課題

- 児島湖の水質改善を図り、継続的に環境基準を達成するためには、流域内の生活排水対策と児島湖の浄化対策の一層の推進が必要不可欠である。
- 児島湖流域における生活排水対策を一層推進するためには、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定地域における下水道の整備が不可欠であることから、下水道の整備に必要な予算が安定的に確保される必要がある。
- 併せて、指定地域における合併処理浄化槽の整備に係る助成率の嵩上げ及び単独処理浄化槽の撤去費助成制度に係る補助額の引上げが必要である。
- また、児島湖を浄化するための各種施策及びユスリカ対策等の周辺環境保全対策を円滑かつ確実に実施するため、財政支援や国において積極的に新たな施策を講じるなどの取組が必要である。

【参考】

児島湖の排出汚濁負荷量の発生源別割合（平成23年度）



42 雇用対策の充実

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

- (1) 起業支援型地域雇用創造事業の実施期間の延長等 **新規**
 平成24年度に創設された起業支援型地域雇用創造事業について、事業実施期間を延長し、また、事業効果が上がるよう実施要件を緩和すること。

(提案の理由)

現状

- 全国の有効求人倍率は、持ち直しているものの、依然として1.0倍を下回る低水準が続いており、加えて、海外経済の動向なども注視していかなければならない状況にある。
- 起業支援型地域雇用創造事業は平成25年2月に創設され、その実施期間は平成25年度（一部は26年度）限りとされている。
- 起業支援型地域雇用創造事業は、委託先が起業後10年以内の企業等と限定的であり、県・市町村で各種振興施策に沿った事業計画を策定しても、委託先が決まらない場合がある。

課題

- 起業支援型地域雇用創造事業については、委託先が起業後10年以内の企業に限定されており、県・市町村の各種振興策に沿った事業計画を策定しても、委託先が決まらない場合があり、着手の遅れによる事業効果の減少も懸念される。
- このため、平成25年度（一部は26年度）限りの実施期間を延長するとともに、地域の安定的な雇用の受け皿を創出するという事業趣旨に鑑み、起業後10年以内の企業等という委託先の要件を緩和し、地域に根ざした雇用創出に資する事業を実施できる事業者を委託先として選定できるようにする必要がある。
- また、より効果的な事業運営を図るため、県が出資等した財団法人など公共性のある企業からの再委託方式による実施を可能とし、当該法人が有するノウハウや情報等を最大限に活用できるようにする必要がある。

提案事項

(2) 障害者雇用対策の強化

民間企業における法定雇用率達成に向け、雇用の場の確保・拡大を図るとともに、近年求職申込件数が増加している発達障害がある人などの就職を促進するため、障害者就業・生活支援センターにおける就業支援担当者の増員など支援体制を一層充実させること。

(提案の理由)

現状

- 平成24年6月1日における民間企業の障害者実雇用率は1.82%と、法定雇用率1.8%を上回っている。
- 県内には障害者就業・生活支援センターが3か所あるが、1センター当たりの登録者数や相談・支援件数、就職件数が全国的に見ても多く、県費でも人員を配置している。

(平成23年度における1センター当たりの件数等の全国との比較)

区 分	登録者数	相談・支援件数	就職件数
岡山県	469名(2位)	7,468件(2位)	92.3件(1位)
全 国	303名	3,819件	44.0件

※岡山県の()内の順位は全国順位である。

- 発達障害のある人への支援については、個々の企業に雇用経験がない場合が多く、雇用管理のノウハウが蓄積できていない。

課題

- 平成25年度に民間企業の法定雇用率が2.0%に引き上げられ、障害のある人の雇用の場の確保・拡大を図るため、障害者就業・生活支援センターの支援体制をさらに充実させる必要がある。
- 発達障害には様々な障害が含まれ、それぞれ異なる特徴を持っていることから、発達障害のある人などの就職を促進するためには、一人ひとりの障害に応じたきめ細かな支援が必要である。

【参考】

- 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者
相談、就職準備、就職、職場定着に至るまでの支援や障害のある人それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理等についての事業所に対する助言等を行う。
- 障害者就業・生活支援センターにおける就業支援担当者配置状況

区 分	国費による配置	県費による配置	合 計
岡山センター	4名	1名	5名
倉敷センター	3名	1名	4名
津山センター	2名	-	2名